

平成 29 年度事業計画書

公益財団法人 千葉市防災普及公社

第 1 事業計画の概要

熊本地震や台風による集中豪雨のほか新潟県での大規模火災等、各地で様々な災害が発生しているが、災害発生時に自らの命を守り、被害を減少させるためには、一人一人が必要な知識を身に付け備えておくとともに、防災意識の向上を図ることが必要不可欠である。公社としてもその一翼を担う団体として、「安全で災害に強いまちづくり」の実現に向けた事業に取り組み、「防火防災意識の高揚と防火管理体制の推進を図るとともに、応急処置技術の普及啓発を積極的に展開し、火災や地震等の災害の予防と災害時における被害の軽減を助成し、もって市民生活の安全と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする公益法人」として、市民ニーズを的確に捉え、市民生活の安全に結びつく公益目的事業活動を中心に実施する。

公益目的事業は、これまで「防火防災の思想の普及啓発、知識技術の育成指導及び教育研修の実施に関する事業」と「応急手当の普及啓発及び知識技能の向上に関する事業」の2区分で実施していたものを、今年度からひとつにまとめて「防火防災思想及び応急手当の普及啓発、知識技術の育成指導及び教育研修の実施に関する事業」とし、多種多様化する近年の災害にも対応できるよう防災意識の普及及び広報活動、行政機関の行う防災施策に対する協力、防火管理体制等の教育指導講習及び応急手当の普及啓発等を一体的に実施する。従来から行っている業務の中でも、自主防災組織の防火防災訓練や事業所の消防訓練への出向の際に行う防火防災訓練等体験指導について、今年度から更に拡充した内容で取り組む。

収益事業は「防災物品等の普及促進に関する事業」として、家庭向けの防災物品や住宅用防災機器及び自主防災会向けの防災資機材等の普及促進に努めるほか、老朽化した消火器の回収を実施する。

第 2 事業計画の内容

1 防火防災思想及び応急手当の普及啓発、知識技術の育成指導及び教育研修の実施に関する事業

(1) 防災意識の普及及び広報に関する事業

① 防災意識の普及及び広報活動

市民の防災意識の高揚と地震災害に対する知識及び技術の普及を行うため、訓練用消火器や天ぷら油火災実験装置等の様々な体験用資機材を活用するとともに防災普及車による地震体験や火災発生時における煙体験等の防火防災訓練等体験指導を行い、自主防災組織や事業所等の訓練の実効性を高める。

地震や風水害、応急手当等の防災に関するビデオ（DVD）を市民に無料で貸し出すとともに、啓蒙物品を適宜作成・配布し、防火防災思想の普及啓発に努める。

広く市民に防火防災意識の高揚を図るため、公社が主体となった防災イベントを開催する。

ア 防火防災訓練等体験指導

(ア) 消火器取扱い要領

回数 150回

(イ) 天ぷら油発火実験

回数 40回

(ウ) 応急手当要領

回数 40回

(エ) 防災講話

回数 40回

(オ) 地震の仕組み（地震発生実験及び液状化実験）

回数 250回

(カ) 防災普及車による地震体験

回数 250回

(キ) 煙体験

回数 150回

(ク) 119番通報体験

回数 40回

イ 防災啓発DVD及びビデオの貸出

(ア) 貸出件数 150件程度

(イ) 貸出本数 300本程度

ウ 啓蒙物品の作成・配布

エ 防災イベントの実施

回数 3回

(2) 行政機関の行う防災施策に対する協力に関する事業

① 行政機関の行う防災施策に対する協力

行政機関が行うイベント会場等において、防火防災に関するコーナーを設けて市民からの相談を受けるほか、要請に応じて支援協力を行う。

また、市民が行った初期消火活動や救助活動及び救命に寄与した等の案件に対し、その功績を称え褒賞するため、消防の表彰に合わせて記念品を授与する。

異常気象及び地震時等に関係機関からの要請に応じて、対応が図れるよう非常食糧や資機材等を整備する。

ア イベント等への支援協力

(ア) 九都県市合同防災訓練

(イ) 千葉市消防出初式

(ウ) その他

イ 市民への表彰に伴う記念品の授与

(ア) 消防局長表彰

(イ) 消防署長表彰

(3) 防火管理体制等の教育指導講習等の事業

① 防火管理体制の教育指導講習

消防法に基づく自衛消防業務講習及び防火対象物点検資格者講習を実施する。

ア 自衛消防業務新規講習

(ア) 回数 15回

(イ) 定員 年540人

イ 自衛消防業務再講習

(ア) 回数 7回

(イ) 定員 年280人

ウ 防火対象物点検資格者講習

(ア) 回数 1回

(イ) 定員 年86人

エ 防火対象物点検資格者再講習

(ア) 回数 1回

(イ) 定員 年86人

② 防火管理講習等

消防法に基づく防火管理講習や防災管理講習、千葉市火災予防条例に基づく防火管理者等実務講習及び自衛消防技術講習を実施する。

ア 甲種防火管理新規講習

(ア) 回数 9回

(イ) 定員 年1,980人

イ 甲種防火管理再講習

(ア) 回数 2回

(イ) 定員 年440人

ウ 乙種防火管理講習

(ア) 回数 4回

(イ) 定員 年880人

エ 防災管理新規講習

(ア) 回数 2回

(イ) 定員 年440人

オ 防火防災管理新規講習

(ア) 回数 1回

- (イ) 定員 年 220 人
- カ 防火防災管理再講習
 - (ア) 回数 2 回
 - (イ) 定員 年 440 人
- キ 防火管理者等実務講習
 - (ア) 回数 6 回
 - (イ) 定員 年 420 人
- ク 自衛消防技術講習
 - (ア) 回数 2 回
 - (イ) 定員 年 72 人
- ケ 防火管理講習等用教材の頒布
 - (ア) 防火管理講習テキスト
 - (イ) 防火管理維持台帳
 - (ウ) 防災管理講習テキスト
 - (エ) 防火・防災管理再講習テキスト
 - (オ) 自衛消防訓練マニュアル

③ 防災実務研修

災害時に事業所における被害を最小限にとどめることができるよう従業員が的確に消火や通報等についての実務を習得してもらう防災実務研修を実施する。

ア 防災実務研修

- (ア) 回数 6 回
- (イ) 定員 年 144 人

(4) 応急手当の普及啓発及び知識技能の向上に関する事業

① 救命講習

普通救命講習は、自治会や事業所等の要望に応じて出向するとともに、市内の各消防署等に常設会場を設けて行うほか、応急手当 WEB 講習も定期的を実施する。

上級救命講習及び上級救命再講習は、消防局に常設会場を設けて実施する。

また、その他、消防局からの依頼に応じて必要な救命講習を実施する。

ア 普通救命講習（出向）

- (ア) 対象 原則 10 人以上の団体（町内自治会・事業所等）
- (イ) 回数 200 回
- (ウ) 人数 年 5,800 人

イ 普通救命講習（常設）

- (ア) 回数 208 回（うち WEB 講習 41 回）
- (イ) 人数 年 2,080 人

ウ 上級救命講習

- (ア) 回数 16 回

- (イ) 定員 年 640 人
- エ 上級救命再講習
- (ア) 回数 24 回
- (イ) 定員 年 480 人
- オ その他の救命講習

② 応急手当の普及

外傷手当等の復習を中心とした内容の応急手当講習を実施するほか、小さな子どもがいる父親や母親を対象とした救命教室を実施する。

- ア 応急手当講習
- (ア) 回数 2 回
- (イ) 定員 年 60 人
- イ パパ・ママ救命教室
- (ア) 回数 8 回
- (イ) 定員 年 64 組

③ 救命講習用教材の頒布

- ア 上級救命講習受講者用
- イ 応急手当講習受講者用

2 防災物品等の普及促進に関する事業

(1) 防災物品等の販売

住宅火災や自然災害による被害を軽減するため、家庭向けの住宅用消火器や防災物品等の販売とあわせ、自主防災会向けの防災資機材の販売を行うほか、廃消火器リサイクルシステムの特定窓口として家庭にある古い消火器の回収を実施する。

また、地震の揺れに伴う電気機器からの出火や、停電が復旧した時に発生する火災から家屋や地域を守るために感震ブレーカーの販売を行うほか、夜間の停電時に安全に避難できるよう感震ライトについても販売を行う。

- ア 住宅用防災機器
- イ 応急手当処置用品
- ウ 防災物品
- エ 防災資機材

